

行政からの お知らせコーナー

■問合せ先

弓削支所 TEL 77-2500
 生名支所 TEL 76-3000
 岩城支所 TEL 75-2500
 魚島支所 TEL 78-0011

固定資産土地・家屋 価格等縦覧帳簿の 縦覧について

固定資産税における「縦覧制度」は、他人の土地や家屋の評価額と比較して、評価額が適正かどうかを確認していただくための制度です。
 平成18年度は評価替えの年にあたり、土地や家屋を所有している人は、資産の状況、評価額などを正確にしてください。

《縦覧期間》

平成18年4月3日(月)から
 5月1日(月)まで

午前8時30分～午後5時
 ※土・日・祝日を除く

《縦覧場所》

各総合支所税務担当課の窓口

《縦覧範囲》

土地価格等縦覧帳簿(所在、地番、地目、地積、価格を記載)及び家屋

価格等縦覧帳簿(所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格を記載)で他の土地や家屋の評価額についても縦覧可能

《縦覧対象者》

★土地価格等縦覧帳簿：町内に所在する土地の固定資産税の納税者(代理人含む)に限る。

★家屋価格等縦覧帳簿：町内に所在する家屋の固定資産税の納税者(代理人含む)に限る。

なお、自己の資産(土地・家屋)については、土地・家屋名寄帳により、資産状況、評価額などが確認できます。

※縦覧には必ず印鑑をお持ちください(代理人は委任状が必要です)。



国民年金保険料の 納付について

■納付書(現金)で納付する場合

銀行・信用金庫・農協などの金融機関、郵便局、社会保険事務所の窓口のほか、コンビニエンスストアでも納付することができます。コンビニエンスストアなら、土・日・祝日も24時間納付ができます。

※納付書を紛失した場合は、お近くの社会保険事務所に電話するか、直接行けば作ってもらえます。年金手

帳等、基礎年金番号がわかるものをご持参ください。

■口座振替で納付する場合

毎月の保険料を当月末振替にする
 と、1か月当たり保険料が50円割引
 (平成17年度は40円)されます。毎月納めに行く手間が省けて便利なので、納め忘れがなくて安心です。

手続きは、初回振替希望月の前月中旬までに①年金手帳または納付書の通帳、③金融機関届出印をお持ちのうえ、金融機関または社会保険事務所へお越しください。原則、初回に2か月分(割引なしの前月分+割引ありの当月分)の保険料の振替があります。

- 平成18年度の保険料は、**月額13,860円**です。
 【昨年度の保険料より月280円引上げられました】
- 納められた保険料は、**全額、社会保険料控除の対象**です。【社会保険料として申告する際に、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」等の証明書を添付することが義務づけられました】
- 「老齢年金」だけでなく、「障害年金」「遺族年金」でも生涯にわたってあなたの生活をサポートします。
- 保険料の納め忘れがあると、年金額が減ることや、年金が受給できない場合があります。将来確実に年金を受けていただくためにも、保険料はきちんと納めましょう。

松山地方事務局からのお知らせ 松山地方事務局伯方出張所の 閉庁について

松山地方事務局伯方出張所は、平成18年5月15日(月)、登記事務のコンピュータ化と同時に今治支局に統合され、伯方出張所で取扱っていた登記事務は今治支局で取扱うことになりましたのでお知らせします。

■今治支局の管轄となる対象区域 (現在の伯方出張所管轄区域)

- ① 不動産登記管轄区域
 ○今治市内、伯方町・宮窪町・吉海町・大三島町・上浦町
- 越智郡上島町
- ② 商業・法人登記管轄区域
 ○越智郡上島町

■業務開始日

平成18年5月15日(月)

■コンピュータ化により、登記簿謄本等の交付の事務処理は次のように変わります。

※注意事項

- ① 交付申請手続は、窓口で申請される場合は、従前と同じです。
- ② 登記事項証明書、印鑑証明書、地図の写し及び地積測量図・建物図面の写しは郵送によっても請求できません。
- ③ 登記事項要約書は郵送できません。
- ④ 統合後は、上島町役場窓口及び今治市役所支所窓口にて、登記事項証明書や登記簿謄本等の交付申請書を備え付けますので、ご利用ください。

■問合せ先 今治社会保険事務所
 TEL 0898-32-6141

TEL 089717210170
 ○松山地方方法務局伯方出張所
 ○松山地方方法務局今治支局
 ■問合せ先

現在の処理	コンピュータ処理
①登記簿の謄本・抄本 (閉鎖登記簿謄本)	①登記事項証明書(コンピュータ化後に閉鎖されたものは閉鎖事項証明書)
②登記簿の閲覧	②登記事項要約書(コンピュータによる記録の閲覧制度は廃止され、要約書の発行となります。ただし閉鎖登記簿は閲覧できません。)
③地図・地図に準ずる図面	③変更なし
④地積測量図・土地所在地	④変更なし
⑤建物図面・各階平面図	⑤変更なし

⑤不動産登記及び商業・法人登記事項証明書はオンラインにより請求することもできますが、詳細は法務省ホームページを参照してください。
<http://www.moj.go.jp/MINJI/miniji71.html>

今治税務署からのお知らせ 確定申告が間違っていたとき

確定申告書を提出した後で計算誤りなど申告内容に間違いがあることに気付いたり、うっかりして確定申告書の提出を忘れていたりしている方はいませんか。もう一度ご確認ください。

【税額を多く申告していたとき】

確定申告書を提出した後で、税額を多く申告していたことに気付いたときは、「更正の請求」をして正しい税額への訂正を求めることができます。更正の請求をする場合は、更正の請求書に既に申告した金額と訂正すべき金額などを記入して、所轄の税務署長に提出してください。更正の請求書は、税務署に用意してあるほか、国税庁ホームページに掲載しておりますので、印刷してご利用いただくこともできます。

更正の請求ができる期間は、原則として、次のとおりです。

平成17年分の所得税……………平成19年3月15日(木)まで

平成17年分の個人事業者の消費税及び地方消費税…平成19年4月2日(月)まで

更正の請求書が提出されると、税務署でその内容を検討し、その請求内容が正当と認められたときは、納め過ぎの税金が還付されます。

【税額を少なく申告していたとき】

確定申告書を提出した後で、税額を少なく申告していたことに気付いたときは、「修正申告」をして正しい税額に修正してください。修正申告をする場合は、申告書B第一表と第五表(修正申告書・別表)(以下「修正申告書」といいます。)に、既に申告した金額と修正すべき金額などを記入して提出してください。修正申告書は、税務署に用意してあるほか、国税庁ホームページに掲載しておりますので、カラープリンタで印刷してご利用いただくこともできます。

修正申告は、税務署から更正を受けるまではいつでもできますが、なるべく早く申告されることをお勧めします。税務署の調査を受けた後で、修正申告をしたり、更正を受けたりすると、新たに納めることになった税額のほかに、その税額の10(15)%の過少申告加算税又は35%の重加算税がかかります。

なお、修正申告によって新たに納めることになった税額は、修正申告書を提出する日(納期限)までに納めてください。この納める税額には、法定納期限(平成17年分の所得税は平成18年3月15日(水)、個人事業者の消費税及び地方消費税は平成18年3月31日(金))の翌日から納付する日までの期間について延滞税がかかりますので、併せて納めてください。

【確定申告を忘れていたとき】

確定申告をしなければならないのに、申告書の提出を忘れていたときは、直ちに確定申告をしてください。

確定申告期限を過ぎてからの申告を「期限後申告」といい、税務署から決定を受けるまではいつでもできますが、なるべく早く申告されることをお勧めします。税務署の調査を受けた後で期限後申告をしたり、決定を受けたりすると、それによって納めることになった税額のほかに、その税額の15%の無申告加算税又は40%の重加算税がかかります。ただし、調査によらず自主的に期限後申告をしたときには、無申告加算税は5%となります。なお、期限後申告によって納めることになった税額は、申告書を提出する日(納期限)までに納めてください。この納める税額には、法定納期限(平成17年分の所得税は平成18年3月15日(水)、個人事業者の消費税及び地方消費税は平成18年3月31日(金))の翌日から納付する日までの期間について延滞税がかかりますので、併せて納めてください。

【分からないときは、今治税務署(市外局番0898)へお問合せください《国税庁HP <http://www.nta.go.jp>】
 代表電話TEL 32-6100 個人課税部門TEL 32-6102 管理徴収部門TEL 32-6101 税務相談室TEL 33-2222